

「北九州市いじめ防止基本方針（案）」＜修正箇所＞

修正後	修正前
P4 （４）家庭や地域との連携 （上から３行目） 「学校評議員やPTA、地域の関係団体」	「PTAや地域の関係団体」
P4 ① いじめの防止等のための組織の設置等 （上から１０行目） 「弁護士、医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者、その他教育委員会が適当と認める者」	「弁護士、医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者」
P7 ク 重大事態への対処 （上から１行目） 「p11」	「p10」
P7 ケ 適切な学校評価・教員評価 （上から５行目） 「PDCAサイクル（計画→実行→評価→改善）」	「PDCAサイクル」
P7 ①学校いじめ防止基本方針の策定 （上から８行目） 「学校評議員、PTA役員、保護者等、地域の方の参画」	「PTA役員や保護者等、地域の方の参画」